

第3章 整備基本計画の基本方針

第1節 基本理念

基本理念

「石垣」と「御殿の書院」が残る
陣屋跡を未来につなぐ

整備基本計画（構想部門）の基本理念を引き継ぎ、史跡整備によって小島陣屋跡の価値を高め、多くの方が小島藩と小島陣屋の価値を学び、交流しながら、史跡を後世に継承していくことを、整備の将来像に掲げる。

史跡小島陣屋跡の整備の目標を、『小島陣屋の原風景を再現し、今日に至る歴史の重層性を表現する場とし、同時に歴史文化の継承と交流の場を創出する』ことと設定し、整備の基本理念を上記のキャッチフレーズで表現する。

第2節 基本方針

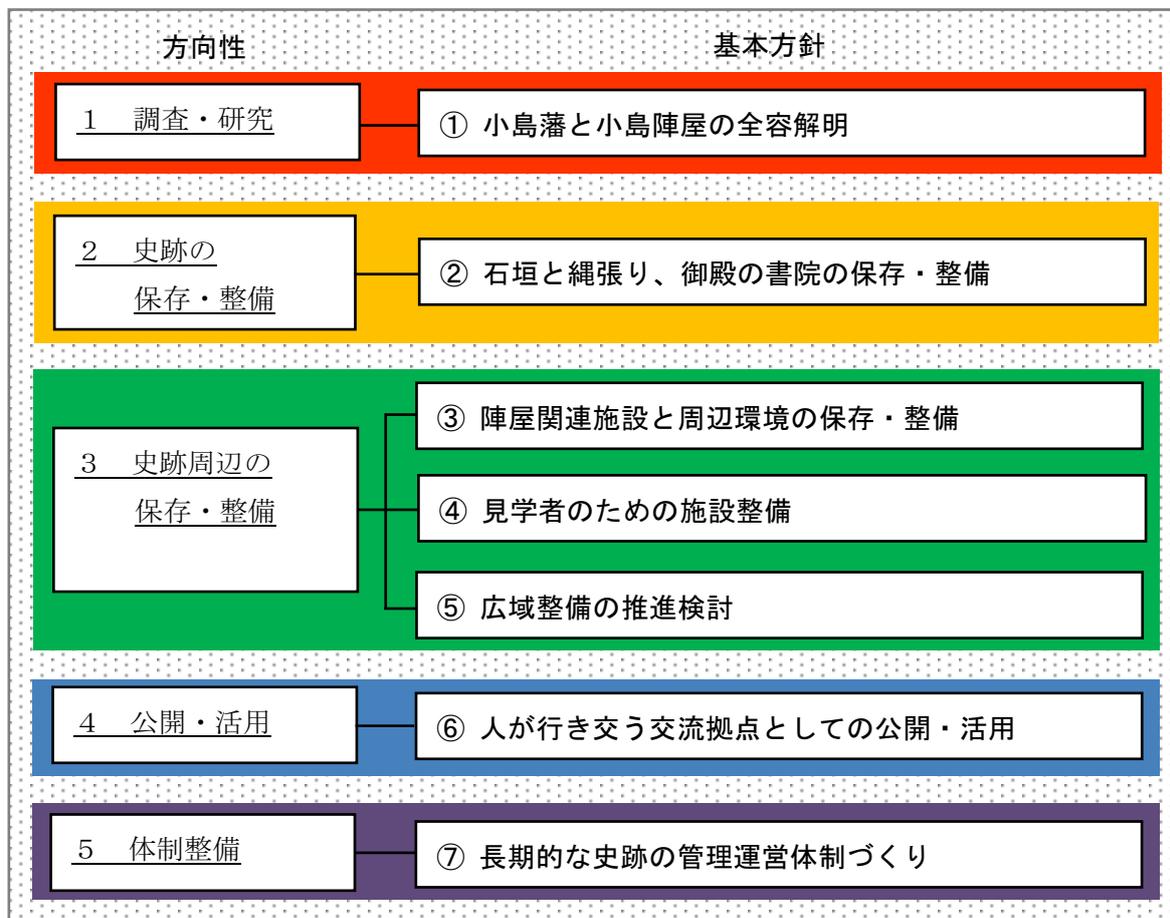


図 16 整備基本計画（構想部門）の基本方針

(1) 整備の基本方針

本計画では、整備基本計画（構想部門）の7つの基本方針を引き継ぎ、以下の部分で具体的計画を取り扱う。

基本方針① 江戸時代の小島陣屋と小島藩の全容を解明する。

史跡指定地内の未調査の遺構の調査・研究を進め、陣屋が機能していた江戸時代の姿を明らかにする。また、史跡指定地の周囲には、陣屋関連施設や遺構が残っている可能性が高く、これらの把握に努める。さらに、江戸時代の小島藩と小島陣屋が置かれていた政治的、軍事的役割を解明するため、陣屋の脇を抜ける甲州街道や、小島藩が陣屋周辺に配置した宗教施設、当時の小島と東海道の宿場町興津との関わり、駿河における小島藩の様相についての調査・研究を促進する。

史跡の整備にあたっては、該当箇所の発掘調査を行い整備の根拠資料を収集するとともに、整備における遺構の十分な保全措置を講じる。整備に向けた具体的な発掘調査の内容等については、「第5章 個別整備計画」で取り扱う。

主郭の書院以外の御殿建物や第2郭の建物群については、旧藩士が記憶に基づき50年後に記した絵図（小島陣屋図）でしか知られておらず、その正確さも検討しなければならない。建物の位置や機能、陣屋の外縁部に位置する外柵形や大手道等については、まだ未解明な部分が多いため、長期的な調査を継続する。

江戸時代の小島藩と小島陣屋に関する調査・研究については、将来の新たな視点による史跡とその周辺の歴史的資源の活用を模索するため、市文化財課と地域住民や団体が連携して、官民協働による史跡の公開・活用に資する文献や絵図、民俗史料等の収集、調査、研究に努めるものとする。

基本方針② 史跡の本質的価値を示す石垣と縄張り、御殿の書院を保存・整備する。

基本方針④ 見学者のための施設を整備する。

上記2項目は、「第5章 個別整備計画」で取り扱う。

基本方針③ 陣屋関連施設と陣屋の周辺環境を保存・整備する。

基本方針⑤ 広域整備の推進検討

基本方針⑥ 小島陣屋跡を人が行き交う交流拠点として公開・活用する。

上記3項目は、「第4章 公開・活用計画」で取り扱う。

基本方針⑦ 長期的に史跡の管理運営を担う体制をつくる。

上記項目は、「第6章 管理・運営計画」で取り扱う。

(2) 整備の対象とする時期

保存管理計画（平成 21 年度策定）では整備の時代設定について、「現在ある陣屋跡は最終的な姿をよく留めており、これを基本とすることが求められる」としている。陣屋跡の最終的な姿とは、明治元年（1868）に小島藩主が上総国桜井に転封される直前の姿を指すものとし、本計画における整備対象時期は幕末を基本とする。

- ・陣屋の中核部である主郭の書院建物や遺構、陣屋の正面入口にあたる大手門と大手通路等については幕末とする。
- ・石垣については整備時期が不明であり、原則として現存するものを保存する。
- ・第2郭に想定される建物跡については、幕末を基本としつつ、調査の進展にあわせて時代設定を検討する。

(3) ゾーニング

整備基本計画（構想部門）では、構想範囲を下図の3ゾーンに分け、各ゾーンの特徴に応じた整備目標と調査研究、保存整備の内容を示した。

本計画では、構想範囲全体について公開・活用計画と管理運営計画を示す。「史跡指定地ゾーン」と「陣屋ゾーン」については、個別整備計画で具体的な整備方針を示す。

史跡小島陣屋跡の空間の特徴を「図 18 小島陣屋跡の空間構造図」に整理した。国道 52 号と別当沢が交差する部分が本来の陣屋の正面入口となる空間であり、ここから沢沿いに陣屋大手に向かってのびるルートが大手道である。しかし、宅地開発や河川整備などにより大手道が通行できなくなり、本来の大手口が分かりにくくなる一方で、陣屋へのアクセスは北側市道に接する搦手（陣屋の裏門）から史跡内に至るルートが主に使われている。



図 17 整備基本計画（構想部門）ゾーン区分図

このような空間的特徴を踏まえて、本計画では、「史跡指定地ゾーン」と「陣屋ゾーン」を次のとおりAからGの7エリアに細分化し、エリアの位置づけとおおよその整備時期を下表に示した。整備時期は、各エリアの調査や公有化の進捗状況、保存の緊急性、期待される整備効果などを考慮して、短期、中期、長期を設定した。整備時期の詳細はP52の事業スケジュールを参照のこと。

表7 エリア区分の説明

ゾーン	エリア	エリア名・位置づけ	整備時期
史跡指定地ゾーン	陣屋を構成する範囲	A 【中枢部整備・活用エリア】 御殿が存在していた陣屋の中心部分で、集中的に整備することで、江戸時代の陣屋の中枢部の姿がイメージできるようにするとともに、見学者の利便を図るための施設を設置し、活用の拠点とする。 A1：主郭 A2：第2郭北側	短期
		B 【大手整備エリア】 陣屋の正面入り口から大手門、枡形までの大手通路部分で、展示の核となる出隅石垣を見せつつ、史跡導入部としての動線を確認する。	短期
		C 【石垣保存展示エリア】 陣屋の主郭の周囲を巡る第2郭（北側を除く）部分で、陣屋の立地する地形や郭を縁取る石垣を周遊しながら見学し、陣屋の縄張を学習できる整備を行う。現存する石垣は現状維持を基本とするが、継続的に石垣と第2郭の遺構の調査を進め、必要な保存・修復・展示を行う。	短期 中長期
陣屋ゾーン	陣屋の外縁部	D 【大手※エントランスエリア】 甲州街道から陣屋への入口までの部分で、その部分を明確に示すとともに、歩行者見学ルートの起点として整備する。	中長期
		E 【搦手※エントランスエリア】 第2郭北側の史跡指定地外の緩い平坦部分で、車利用者のための見学ルートの起点として便益施設を整備する。	短期
		F 【景観保全エリア】 陣屋南西部を取り巻く別当沢沿いの部分で、自然の要害としての陣屋を理解できるようにするとともに、陣屋の外縁部を明確に示す景観整備を行う。	短期 中長期
	陣屋関連施設	G 【調査検討エリア】 陣屋外縁部及び周辺の陣屋関連施設があったと推定される部分で、江戸時代の陣屋の範囲や機能を明確化するための調査を行う。	中長期

※大手（おおて）と搦手（からめて）

大手とは、城の正面、正門、表門を意味する。追手（おうて）ともいう。追手は、敵を追いつめる方向にあるということで、籠城したとき敵を正面に寄せつけ、そこに戦闘を集中させることから名づけられた。

搦手とは、城やとりでの裏門、陣地などの後側を意味する。搦手は、戦いのとき押し寄せた敵を裏から回りこんで大手に押し詰め、搦め取ることから名づけられた。

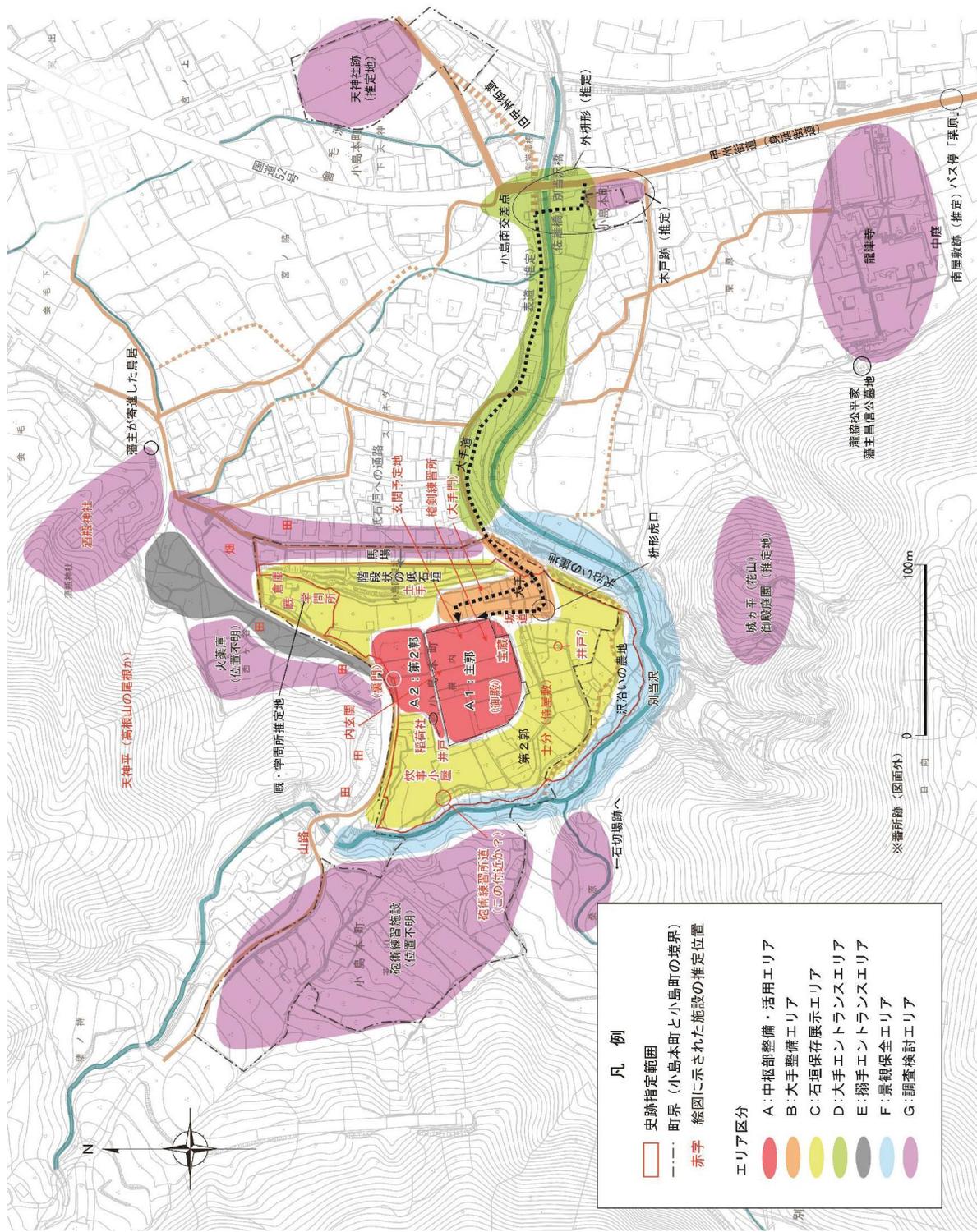


図 19 小島陣屋跡のエリア区分図